

令和3年1月29日

保護者の皆さまへ

那覇市立松島中学校
校 長 上江田 賢也
(公印省略)

緊急事態宣言下における発熱や風邪症状がある場合の対応について(お願い)

寒風の候、保護者の皆さまにおかれましては、ますますご清祥のことと拝察いたします。平素より本校の教育活動についてご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、緊急事態宣言を受け、本校においても、一層のコロナ感染防止対策を講じ、ご家庭へは、同居家族が濃厚接触者となった場合の登校の差し控えについてご協力をお願いしたところですが、昨日、あらたに「緊急事態宣言下における発熱や風邪症状がある児童生徒への対応について(依頼)」が県教育庁より発出しましたのでお知らせします。

つきましては、発熱や風邪症状がある生徒への対応は、下記のとおりとなりますので、保護者の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 対 象 地域の感染レベルが3の学校

2 期 間 緊急事態宣言終了日まで

3 対応方法

- (1) 発熱や風邪症状があり、学校を欠席・早退する場合は、かかりつけ医や医療機関を受診する。受診の際は、医療機関へ事前に電話連絡を入れること。
- (2) 受診の際には「再登校の基準」について必ず医師に確認し、その指示に従う。
 - ①「症状があり新型コロナの検査を受け、陰性と判定された生徒」や「検査を受けなかった生徒」でも、症状が消失後、一定期間自宅にとどまるよう医師から勧められる場合もあるため、再登校の基準については、必ず医師に確認する。
 - ②医師の指示により、症状消失後、一定期間自宅にとどまった後、登校した場合、学校を休んだ初日から終日まで「出席停止」の扱いとなる。

(3) 受診しなかった生徒への対応

解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を使用せずに、発熱や風邪症状の消失から少なくとも72時間(3日間)が経過していること。その後、登校した場合は学校を休んだ初日から終日まで「出席停止」の扱いとなる。

4 陰性証明、治癒証明及び登校許可証について

*陰性証明、治癒証明、登校許可書は不要。保護者から電話等、口頭での連絡をお願いします。